

第八八号昭和卅八年十二月十五日発行
毎月十五日一回発行 一部 十円
昭和卅二年十月十八日 第三種郵便物認可

拓水

12

目 次

普及事業について.....	水試場長	1
新海苔の初市開催さる.....		1
山口県に於ける集団操業指導船と協業 経営（一本釣漁業）の実態について.....	水産課萩野技師	2
「信漁連だより」.....		6
水試ニュース.....		7
栽培漁業の研究会に参加して.....	石尾生改普及員	8
「講演」望ましい人間像.....	（婦人部大会より）	9
漁 港 (15).....	佐竹漁港係長	1 ₁
研 究 課 題.....		14
漁港協会だより.....		15

兵庫県漁業協同組合連合会

財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

普及事業について

水産試験場長 井 沢 康 夫

水産業改良普及員の任務を、水産庁では、「漁村の人々が自分で自分の周囲の現実を直視し、反省し、批判し、そこから問題点を見出し、解決への自主活動を行う態度を助成するのが、本来の任務である。言いか

えれば、漁村近代化のための漁民教育であり、このため生産技術、経営技術、生活技術を教育手段として用いているものである。更に普及員の置かれていた立場から他の沿岸漁業振興諸施策の合理的実施に協力する。」と定義し、その任務を明かにしている。普及事業は、全くそのとおりに進めてゆかねばならぬと思う。

本県十三年の普及事業の経過をふりかえってみると、全国にさきかけて、昭和二十六年、県単独で普及員を県下市町村に置き、普及事業を開始したのである。その間、全国における先進県として、国内の注目を浴びつつ普及事業初期における生産技術の改良、経営技術改良等の諸問題に取組み、普及員を中心に、成果を挙げてきたのである。しかし普及事

業の重要性が高まり、国における普及事業体制が漸次ととのって来るにつれて、今度は県の普及事業が何か壁にぶつかった様相を呈しはじめた。創業の初めにおいては、関係者の熱意、意欲のもり上がり強いのはあたりまえであるが、漁業生産方面における研究クラブ等の活動はめざましく、更には加工、経営方面までも活発な行動がみられ、毎年開催された研究発表大会には、見事な研究成果が発表され、普及事業の成果は、みるべきものがあつた。

しかし沿岸漁業においては、漁業規制は極めてきびしく、能率漁業は濫獲や、違反漁業に通じ、技術改良は困難である。一通りできそうな課題がでつくすと、あとは取組むことが困難なものになってしまふ。この状態が漁業生産技術改良の現状である。

浅海増養殖の技術は漁船漁業技術とは、幾分異なつて、新しい技術の開発も漸次進み、現在普及可能な技

新海苔の初市 開催さる！

内海漁連の海苔共販も年を逐うにつれて発展し、ここに、第四年目を迎え、去る十日網干共販所において本年度第一回の入札会が実施されました。概要は左記の通り

入札枚数 約二百万枚
販売金額 約一千九百万円

出荷組合 一一組合
参加商社 二四社

なお、当日は入札会終了後、生産者・買受人に対する感謝状並記念品の贈呈会が関係者一同感激の裡に行はれ初市のムードを盛り上げた。感謝状を受けられた方々

- 生産者 前網干漁協組合長 清水一男
- 買受人 姫路乾物株式会社
- 株式会社 菊屋商店
- 株式会社 藤井商店



山口県における集団操業指導船と

協業経営(一本釣漁業)の実態について

水産課 萩 野 俊 治

一、集団操業指導船

(山口県萩市三見漁業協同組合)

昭和三十八年度より但馬地区において、沿岸漁業構造改善対策事業が実施されその先がけとして、津居山港、柴山港、居組三漁協が、集団操業指導船を計画するにいたった。

この指導船は、但馬沿岸漁業近代化の先達の漁船として、又一方には、漁業操業の合理化を促す、指導的な役割を果そうとするものであった。しかし実のところ、各漁協ともに、その運営対策について腐心していたところであった。

たまたま、山口県三見漁業協同組合に、三十七年、本県と同様な指導船が建造されたことを聞き、関係漁協とともに、その貴重な運営実態を参考にしようと、調査することになったのである。

以下その実態の概略を報告する。なお、併せて、同県黄波戸漁協における、一本釣漁業の協業経営の内容を報告する。これらが、今後の本県沿岸漁業のあり方を示唆するものとなれば幸いである。

(一) 地区の漁業概況

この地区は、日本海沿岸漁村の例にもれず、三方山に囲まれた典型的な漁村集落で、漁家戸数二五〇戸、内専業漁家一八〇戸、漁船数一三六隻(別表参照)(動力船七五隻、無動力船六一隻)、水揚金額九四、七〇〇千円(地元水揚四〇、七〇〇千円、他港水揚五四、〇〇〇千円)となっている。組合財務内容も資本総額一二、五〇〇千円、貯金総額四六、〇〇〇千円、貸付金総額二五、〇〇〇千円で漁協経営としては、小規模(地元水揚の面より)ながら堅実な内容と見受けられる。

地元漁業は、建網、曳網、一本釣延縄の沿岸漁業が主体で、漁獲物もタイ、ブリ等の高級魚が多い。漁船規模は表の通り零細規模で、三トン以下漁船がその過半を占めている現

状にある。ただ特異と思えるのは前記の如く、地元水揚高に比して、他港水揚高が多く、しかも、カツオ、マグロ自営漁船二隻(水揚高三五、〇〇〇千円)を保有していることである。

地元漁業で、三トン程度の沖建網漁業が比較的安定しており、七一―三トンの大型船や一トン前後の小型船は、その年間稼動状況は極めて低い状態にある。大型船は九―二月対馬のイカ漁に出漁し、一隻当り二、三百万円の水揚をあげているが、春夏期は、大型船を繋留し、地元漁場で、一トン前後の漁船に乗り組み、操業を行っている。又小型船は、冬期操業不能となり、ともに跛行的な関係にあり、漁船の遊休化、春夏の地先漁場の操業が集中化され漁場荒廃等の問題が生じ、漁村全体として

る損失は、大きいものがある。なお、特異なものとして、さきにあげた、この組合のカツオ、マグロ自営漁船二隻(三九トン型)は、昭和三十六年、県外漁場の開発と、地元青年労働力の地元外流失対策として、計画されたもので、現在地元青年層二二名が乗組み、鹿兒島串木野船団に属し、清水港を基地として年間三五、〇〇〇千円の水揚をあげている。

組合は、この自営船と指導船(ともに、組合漁撈部に属している。)で、夏期大和堆漁場のイカ釣操業を計画している。

規模別	隻新	稼 動 状 況			
		3カ月未 満	3~6カ月未 満	6~9カ月未 満	周 年
1トン未満	8	2	2	1	3
1~3トン	47	5	14	7	21
3~5トン	8				
5~10 "	3		1	1	1
10~20 "	7		4	2	1
20~40 "	2				(マグロ自営船) 2
計	75	7	21	11	36

(二) 指導船計画の目的

集団操業指導船の動機は、大型（七—三トン）、小型（一—トン前後）船ともに、半年稼働の状況にあるので、漁閑期における漁業開発をおこない周年操業形態へと移行しようとするものである。

組合側としては七—一三トンの漁船を安定規模といわれている一五トン級に上昇せしめ、先ずこれら大型漁船のための春夏漁業（五島沖一本釣、貝島沖マキオシ釣）の開発誘導を先達指導船によって行い、更に三トン級漁船の大型化を、新規漁場の開発化に伴い積極的に促進しようとする目的を持っている。

(集团操業指導船の規模)

船体 木造一九、七トン
主機関 ディーゼル機関七五馬力
五気筒

無線機 SSB方会中短波一〇W
ロラン トランジスタ方式一台
電機水温計 一台
補機 一七馬力

工事費 六、七四八千円

(三) 指導船の運営状況

指導船の運営計画は別添のとおりであるが、調査時指導船は、対馬イカ漁業に従事していた。

指導船は、組合の一般会計と参加漁船から徴収する1%の利用料によって運営することになっているが、対馬出漁は、既に船団編成で、その操業歴史も古く、参加漁船自体が良く漁場環境を知り、漁獲成績も良好であるため、操業面における指導船の集団指導性は弱いようである。ただ、参加漁船の漁獲物を指導船によって福岡に運搬して、鮮度維持と漁船の操業時間の延長に大きく寄与している様子である。

組合側においても、指導船の役割を対馬出漁以外の新漁場への開発、誘導に期待しているようである。

指導船参加漁船は、現在七—三三トン七隻、六トン未満二隻計九隻で船団編成を行い、団長を選任し、指導船との連絡、対外接しようを行っている。

指導船は、仙崎陸上無線局と交信し、参加漁船は、トランシーバを装備し指導船の指令を受信して操業を行っている。

なお参加漁船は、寒イカ漁期に六トン未満漁船が更に参加して、約二〇隻程度になる見通しである。

対馬出漁後の操業計画は、別表のとおりであるが、長期の県外出漁は、従事家族との問題、又遠方漁場

の操業は一〇トン級漁船では、困難な向きもある等のことで、組合側は極力、日本海近接海域（兵庫県漁場等）での操業を望んでいる様子であった。

給与体系

指導船の乗組員八名、給与は、円俸(15,000円) + 労働費を採用している。歩合は、(天苗) × 30%となっている。

乗組員の給与所得が、一般漁船の歩合給より下廻る場合、組合において賞与等の名目でカバーする方式を採用している。

指導船事業運営計画

一、運営の基本的な考え方

(イ) 乗組員は八名として、青壮年を主体として、そのためには給与について固定給を採用し、他は水揚歩合制とする。

(ロ) 経営は組合においては別途会計として、経費の負担割合は組合の一般会計並びに指導船の水揚高及び参加船の水揚高の一分を徴して賄うものとする。

(ハ) 操業方法については、集団操業方式を取入れ、左記の通り実施する。

(ニ) 参加船は五隻一組として各

指導船運営計画

集団を組織、当番船は常に本船と連絡をとりつつ操業する。
(二) 各船は当番船の指示により操業し、船間連絡は携帯用無線により行なう。
(三) 本船は常に参加船団の先発にあつて、漁場並びに魚群を発見しながら各集団の漁況を集め好漁場に全船を誘導する。
(四) その他、集団操業の指導を行なう。

運営期間	運営計画
9月上旬～11月下旬	試験導入の10隻級5隻、機械の改良研究、つとめ5隻、いか研究5隻、減少に伴い、労働者の削減、機器の改良、漁場を進行しない、機器の改良、参加漁船
11月下旬～翌2月上旬	5噸～15噸級10隻は同上の実務、10噸～15噸級10隻は対馬基地を根拠として集団操業及び共同出荷実施、3噸～5噸級10隻は対馬基地を根拠として集団操業及び共同出荷実施
3月上旬～7月下旬	新漁場及び漁法開発のため下記地区に試験操業実施、1 五島及び男女群島海域へ小型マ、2 鹿兒島、宮崎方面海域へ小型マ、10噸～15噸 10隻

二、試験操業については左記の方法

(一) 未開発漁場を採知しながら新規漁場の開発を実施して、生産向上につとめる。

(二) 見島周辺漁場の開発により高価なる瀬付魚等の底づりの研究指導を行なう。

(三) 左記運営計画にある五島漁場、鹿兒島方面の小型マグロ延縄の試験操業を実施する。

四 調査所感

この調査によって、得たものを結論すれば、この地区の指導船は、その漁業環境も指導者によって生れたものといえるだろう。

1 漁業環境

この地区の漁業概況は、総体に小規模な3トン前後の漁業形態で、季節性の高い漁船漁業に専門的に依存していることである。

これは但馬地区の沿岸漁業にみられる、機船底曳網漁業との関連性、一本釣漁業と浮敷網漁業の兼業関係、又水産加工業の発達に伴う地域の流通性等、沿岸漁業と背後関係が殆んど見受けられない。しかも漁港の狭あい性は、一層この地区を閉鎖的な漁業環境にしている。

このような漁業環境は、限定され

た地先漁場から県外漁場へ、小型漁船から大型漁船へ、個別操業から集団操業へと発展するある必然性を持つておるといえるが、この現状を現実に、三九トン型のカツオ、マグロ自営船によって、漁民の県外出漁を行ったり、又五―一三トン型漁船で対馬出漁を行うなど、更に集団操業指導船によって新漁場への開発等、積極的な現状克服に対する意欲には、素直に敬意を払うものである。

この地区に比して恵まれた漁業環境にある、但馬地区や、内海沿岸漁業にとっても、この地区のその積極的な、しかも着実な姿勢に、学ぶべき多くのものがあると考える。

2 指導者

この地区の沿岸漁業者が、地先漁場から県外漁場へと進出するその動力源は、勿論漁民の意欲的な考え方にあるが、漁協指導者に人材を得たということも切り離しがたいものと考ええる。

当組合長の考え方の特色として、漁協経営は勿論であるが、漁民の所得向上を専一にしていることである、稍々もすれば県外出漁は、地元水場の減少により、漁協経営の面から消極的になる場合が多いが、当組合は、青年、婦人層にいたるまで、

県外出漁の方向を浸透させ、積極的な施策を打ち出していることは、漁業環境の必然性があるとはいえず、本県においても一考すべきものがあると考ええる。

3 問題点

イ 対馬出漁のように参加漁船自体が、漁場操業に経験がある場合、指導船は当漁場における集団操業のリード性が弱くなり、指導船の目的も又副次的(運搬船等の役割)なものへ変化されることである。

このような場合、指導船の役割を新規漁場への開発、誘導に主体を置くと、指導船の維持収支に問題が生じてくる。

ロ 新規漁場の開発、誘導や新漁法の導入が先達操業船によってどの

二、一本釣漁業の協業経営

(山口県大津郡日置村黄波戸漁業協同組合)

(一) 漁業の概況

この地区も先の三見漁協の漁業概況とはほぼ同様で、小規模な純漁村集落である。

漁家戸数約三〇〇戸、漁船数一一六隻(動力船七六隻、無動力四六隻)、動力船の規模は、三トン未満七

程度果して可能なのか、又県外出漁の場合他府県漁船との入会調整は円滑に出来るか、長期、遠方漁場への操業は、小型漁船(一〇トン級)で困難ではないか等各種の問題がある。

以上の問題点は本県の指導船計画地区における問題と、根本的には大きな開きがなく、多くの共通した問題を持っているようである。

しかしながら指導船運営を左右するものは、他のなにもでもなく漁協側や地元漁民側の沿岸漁業そのものに対する積極的な対策意欲の有無にかかっておるのであり、これが指導船運営の出発点でもあり、分岐点でもある。又沿岸漁業構造改善の最大の問題点でもあるといえよう。

六隻、三トン以上九隻、年間水揚高五七、〇〇〇千円、その漁業別水揚比は、一本釣立縄五五%、雑漁業二五%、延縄一〇%、定置一〇%で、極めて小規模な沿岸漁業地帯である。漁獲物においても瀬物が多く、又地先漁場にも恵まれている。

組合経営も、販売、信用、冷蔵、機関修理等の各事業を営み、小規模ながら一応まとまった経営を行っている。

(一) 協業経営体の規模

漁 船 四トン前後、ディーゼル

三〇馬力、五隻

装 備 小型魚群探知機五台

経営漁業 一本釣立縄漁業、捧受網

漁業

漁 具 捧受網二統、抄網、備蓄

用網生簀一統、延縄漁具

一〇〇鉢、一本釣立縄漁

具

組織員 一五名 船主五名、乗組

員一〇名

(三) 協業経営に至る経過

この地区は、かつて地先漁場において、イワシ刺網及びアジ、サバ釣漁業を主体としていたが、戦後旋網漁業の台頭による乱獲、資源回復状況の変化等が原因して、漁獲減少に伴う経営不振が続いた、このため新漁法の導入が必要となり、従来の一本釣に変わり、ブリ、タイ等瀬モノ漁獲物を対象とする立縄漁業が導入された。

しかし当初、技術的不馴れもあつ

て、成績も予期したほどあがらず、このため、漁法の習得、改善、能率化等の問題解決の必要にせまられ、仲間の話し合いによる共同化が、自然的に表面化されていったようである。

協業を始めた時期は、昭和三十一年頃で、四人の船主が当時二トン、二〇馬力の漁船を持ちより、試験場から小型魚探を借り受け、漁場における共同探索から始まった。その後更に一隻が加わり現在にいたつたようである。

昭和三十二年頃にいたり、現在の水揚高のプール計算方式が採用され、更に全船に魚探を装備するようになった。昭和三十五年漁獲した活魚を網活簀(五〇〇立方米)に蓄養し、魚価維持対策を始めた。

漁場の拡大、沖合化したがい計画的な代船建造が始まり、三十六年末には全船四トン、三〇馬力の大型化に達するにいたつた。

現在、建造資金の返済が完了し、第二次建造計画による建造資金の積立が開始されるにいたつている。

又昭和三十六年、主幹漁業である立縄漁業の変動性に対応して、毎年七月以降一隻を、イワシ捧受網に従事させ、経営の多角化を始めだし

た。現在この協業経営体以外に発生した経営体は、季節的延縄漁業の協業体一グループ、立縄漁業二グループ、立縄、一本釣、延縄、捧受網の総合協業を二隻で行う経営体一、という現状である。

昭和三十八年当初、協業経営の利益配分方法を更に一歩進めて、(回) 協業(5000円+10%)制を採用し、組織員収入の安定化を計画するにいたつたが、豪雪、冷害の影響により漁獲減少が激しく、三十八年一月第一回支給を行ったが、その後実施するにいたつていない。

(四) 協業経営の有利性と問題点

この組合においては、その二面を次のようにあげている。

有 利 性

(イ) 立縄漁業は活餌(イカ)を使用するため、操業前に漁業者は活餌の確保につとめなければならぬ。これによって、完操業に与える支障は可成り大きいものがある。

協業経営の場合は、当番制で一隻が他の協業船の漁獲物をまとめて、早期に帰港し、活餌の確保を行うことが出来る。これによって、漁場に残つた四隻は漁場を確保しながら操

業を継続するため、操業日数(実稼動時間)の延長、水揚の増加が個人経営漁船に較べすぐれている。

操業日数、個人漁船より約五〇%

増

水揚高 個人漁船より約三〇%以上

(ロ) 漁具の補修、整備作業、漁獲物の運搬、水揚等の作業が乗組員及びその家族の共同作業によって容易に行い得る。

(ハ) 漁具、漁法、漁場の良否、改善が仲間によって研究され、ともに操業技術の向上が促進される。

(ニ) 漁具、器械等が乗組員全員の資産として管理され、新規漁具の購入が容易になされる。

(ホ) 病気、公用による休漁に対する補償制度を設けることが出来る。

現在、公傷による休漁に対し、出漁同様全額補償を行う。又個人的理由による休漁については、二日間二分の一の補償を行っている。

問 題 点

(イ) 漁船漁業、特に一本釣、立縄漁業の協業経営の場合、漁船間の漁獲格差、多解経営上営んでいる捧受網漁業の不漁時、組織員個人間の不満、苦痛を克服する努力が大きく、

過去6カ年の操業実績(単位万円)

項目	年次	32	33	34	35	36	37
水揚高		659	640	770	875	822	930
(隻新)		4	4	5	5	5	5
経費		180	180	220	275	252	330
差引利益		470	460	550	600	570	600
一人当り所得		39	38	37	40	38	40

備考 現実には当表より一人当りの金額は上廻っていることである。

操業時期

1~6月 プリ、タイ立縄、タイ延縄、イワシ抄網
 7~8月 イカー本釣、イワシ棒受網
 9~12月 プリ、タイ一本釣、イワシ棒受網

又このため組織員の同志的努力が必要とされる。
 (四) 漁船規模、業技術に個人的格差があり、これをどのように平均化し、更に向上を図るかが常に問題となる。
 (五) 協業組織員の同志的結合意識の昂揚をどのようにしてはかるか。
 以上の問題は協業経営の原則的な問題であるが、一面協業の有利性と表裏をなすものである。

(五) 利益配分方法

$$\text{水揚} - (1+2) \times \frac{1}{15} = \text{一人当り収入}$$

1 販売手数料(五%) + 漁探購入費(二%) + 網購入費(三%) + 漁船費(二〇%)
 備考: 漁船費(二〇%)は船主取り分
 2 燃料油資材等の直接経費

(六) 調査所感

この調査によって得た所感は、協業経営は、ただ指導者だけとか、漁民意識だけでは、形成されるものではなく、次のような外部的要因といえる黄波戸地区の漁業環境に影響されること、可成り大きいということであった。

(イ) この地区の漁業概況は、三見地区と同様に、但馬地区の沿岸漁業が持っている、中小漁業との関連性、浮敷網漁業等との兼業性が全くなくその漁業環境のため漁業形態は、季節性に支配され勝ちな沿岸漁業に、漁家経済のすべてを依存せざるを得ない状況に追いつめられているというところである。更に経営体の規模が殆んど、同程度の小型漁船に平均化されており、漁業種類も一本釣立縄等の漁業に殆んど従事しており、しかもその漁場に恵まれていること。
 (ロ) 漁業環境の鎖閉性は、一面では、その土地柄といえる協調性、融

和性を高め、協業経営を容易にならしめていること。
 しかしながら以上の自然的条件によって協業経営がつくられたというのでなく協業経営は、むしろこの地区の漁民が積極的な姿勢で、その貧困性、零細性を、自分達仲間の智恵によって克服した優れた事例の一つである。

調査同行者(昭和三十八年十月調)

「信漁連だより」

東海、北陸、近畿一府九県(大阪府は信漁連なし)の信漁連をもって昭和二十九年三月静岡県で開催以来毎年、春、秋、の二回各県輪番で信漁連ブロック会議をもち、当面する諸問題を研究討議して、事務の刷新と能率向上を計り、併せて要望すべき問題についてはその都度、関係当局に陳情、請願して問題の解決に努力しております。

本年は本県の当番に当たったので、去る十一月十二日、午後二時より兵庫県水産会館四階会議室に、静岡、愛知、三重、新潟、富山、石川、福井、京都、和歌山、兵庫の各信漁連会長、専務、参事、等十七名、参集して協議した結果、次に示すとおり

査)

- 但馬水産指導室、技師本下堯敏
- 津居山港漁協 総務部長 大道 博
- 柴山港漁協 理事 吉津 弥造
- 総務職員 今西 英彰
- 浜坂漁協 組合長 安達 吉造
- 居組漁協 組合長 岡本久五郎
- 理事 小林 活治
- 監事 山本 鹿造

本会議の議長名をもって、全漁連会長宛要望書を提出する運びとなりました。

当日の来賓者として、全漁連組合金融部、西次長、農林中央金庫神戸事務所、杉本所長、兵庫県農林部、植田次長、水産課組合係、吉岡係長、等のご臨席をわずらわし、夫々有意義なお意見を承り、盛会のうちに終了することが出来ました。

記

東海、北陸、近畿信漁連 ブロック会議決議による 要望書

(1) 信漁連の住宅公庫代理業務の取り扱いの促進方について、ご高配をわずらわしたい。
 理由

漁村における住宅公庫の利用希望者が相当数に達している地方には、その地方の信漁連が公庫代理業務の取り扱いをすることは、低利且つ長期にわたる該資金を信漁連を通じ供給することになり、漁協連との緊密なる連繫を保つ上において、又漁村金融の円滑を資するためにも、極めて緊要なる事項と想料する。

よって信漁連にも住宅公庫代理業務の取り扱いの途をひらき取り扱い条件を具備するものには、代理業務の取り扱いを認めるよう、その筋に接衝をお願いしたい。

(2) 信漁連及び漁協組の中小企業退職金共済事業団の代理業務の取り扱いの要望について。

理由

現在先進漁村の漁業者のなかには、中小企業退職金共済事業団の退職共済に、加入するものが随時増加の傾向にありますので、これが事業団の代理業務の取り扱いが現在銀行、相互銀行、信用組合に認められ、信漁連及び漁協組には認められていない。

漁村の実情を知悉し、漁業金融を目的とする信漁連及び漁協組が代理業務を行うことは極めて適切

であると思われるので、これが代理業務を必要とする信漁連及び漁協組には、あらたにその途をひらき、代理業務を行うことが出来るよう、当局に接衝方のご高配をお願いしたい。

(3) 漁災法の成立と系統金融の関係について

理由

目下促進運動中の漁業災害補償法が成立して、府県共済連合会設立の場合には、府県内の漁業系統金融の混乱を生じないよう、あらかじめ全漁連に於いてご検討をお願いしたい。

(4) 定款変更認可申請について。

理由

信漁連の定款変更認可申請については、農林大臣宛のものは県庁、大蔵大臣宛のものは地方財務局経由となり、認可書は両大臣連名となっている。

不備の点があった場合の取り扱いが繁雑で、事務的処理に支障もありますので、定款変更の必要が生じた信漁連は前もって全漁連に連絡打合せをすることとし、全漁連に於いてはあらかじめ改正定款のモデルを作成して、必要に応じて、農林、大蔵当局と連絡して、

当該信漁連に指示するようご配慮願いたい。

昭和三十八年十一月十二日

東海、北陸、近畿、信漁連プロック会議

議長 静岡県信用漁業協同組合連

合会

会長理事 齊藤治郎左衛門

全国漁業協同組合連合会

会長理事 片柳真吉殿



ズワイガニの資源

調査すすむ

— 兵庫丸 —

日水研香住支所と共同で、去る九月から月二回、ズワイガニの資源保護措置（禁漁期間の設定）の効果を判定するため調査がすすめられている（三十九年四月まで。以後毎年実施。）

ズワイガニは成長が極めて緩慢であり、移動性が少なく又漁獲されやすいということ、さらに漁業上の最盛期と産卵期がかさなる等の諸因からこの措置がとられたものである。海上での調査項目は、

- 1 底曳網による標本採集
- 2 ドレツジによる幼稚仔採集
- 3 プランクトンネットによる稚仔採集
- 4 漁獲されたカニのうち活力の大きいものは標識放流
- 5 揚網直後の漁獲死亡率調査
- 6 海洋、気象の観測

等を行なう。持ち帰ったカニは、定差別、雌雄別に甲巾組成を全標本について調査、その他無作為抽出による多項目調査（体重、生殖腺重量、抱卵重量、胃内容物、脱皮指数等）を行なっている。

なおこの調査は本県のほか、鳥取、京都、福井、石川、新潟、山形の各府県が共同実施しているものである。

アイナメ類(クジメ)の人工飼育状況

— 本場 —

十月二十二日人工受精したクジメは、その後十一月九日から十七日にわたって見事にふ化した。稚魚（大きさは約七ミリ）にはプランクトン、フラインシリンプ（熱帯魚等の飼育に用いられている餌）、魚粉（ビタミンE添加）を投餌し飼育して

いる。ふ化後二十五日間飼育した現在、大きさは一・三ミリに成長した。この時の歩留は約二十%でその後順調にすすんでいる。放流種苗の大きくなるまで、そう長い期間はかからないであろう。

なお、本番とも云えるアイナメの飼育も近く始められ、現在ふ化中であり、成功に大きな期待がかけられている。

漁船機関取扱技術修練会開

催のお知らせ

本年の漁船運搬技術修練会の一つとして、このたび次のように開催さ

れる。

1 科目 機関科(丙種機関士程度)

2 期間 自一月二十日 至二月八日

3 場所 本市由良漁業協同組合

4 対象 由良三漁業協同組合員及び同鮮魚運搬乗組員

5 講師 普及調査課、豊永、杉本両技師

(追記) 詳細は決っていないが、同じ項に航海科の修練会も北淡町において開催される予定である。

栽培漁業の研修会に参加して

生活改良普及員

石 尾 礼 子

十一月十八日香川県高松市屋島事業場の研修会に参加しました。私達は第四回の研修会でしたが女性としては第一陣を承ったもので兵庫二名、香川四名、徳島二名の合計八名でした。日程は四泊五日でしたが私達は所用のため研修の全課程を修了出来なかった事を残念に思います。栽培漁業については既に知っている方もあると思いますが、ここに研修

を受けた範囲内でその内容を発表いたします。まず栽培漁業協会の施設について、日本は昔から水産園といわれて来ていましたが最近沿岸漁業ということが問題になって来ています。つまり遠洋漁業が目ましく伸展しているのに比較し沿岸漁業が不振である。原因として(A)人口が年々増加し第二次産業が発展して都市が膨張、

海岸の安価な土地が埋立られ工場地帯になり、又汚水等により魚類の産卵場、稚魚の揺らん場、藻場等が次第に失われている。(B)今までは資源が何如にあるかと魚獲本位に施策され(漁礁漁港)魚の増殖研究は従来余り行われていない。(C)海の魚をふやす事が人為的に非常に困難である。しかし現在では魚をふやす事が至上命令であり人為的に増殖しなければ沿岸漁業は枯渇するという事態になっていきます。そこで瀬戸内海を一つの大きな養魚池とみなし栽培漁業をなす為、国が設置したものであり運営の方法は瀬戸内海関係一府十二県ならびに各漁連を会員とする社団法人で瀬戸内海栽培漁業協会が国から受託して行なうことになっていきます。

栽培漁業とは 農業が種を蒔いて育てると同じ様漁業にも種をまいて育てるといふ事でふか育成の出来る魚族を片端からとりあげ事業場で人工ふかさせた稚魚を或る程度育成して各府県の中間育成場に移し、更にそこで飼育してから放流するという事で公益的で共有的なものであります。つまり人間でいうと生後保育所から幼稚園まで事業場で育て小学校から中学校ま

で各府県で育成して放流することになるのですが親にならないうちに無理解な漁業者にとられてしまう事は「権兵衛が種まきカラスがほじくる」の諺に等しく、その意味で資源愛護とか稚魚育成管理等の人づくりが必要となるのですがこの点女性も大いに自覚し、夫や兄弟達のやっている仕事について理解をもち水産資源に無理解な漁業者がない様目的を達成させなければならぬと思ひます。

研修中香川県の主婦で主人と共に沖に出て漁業に従事する方が三人おりました。が四年程前から婦人部で小蛸の蓄養をして成果を上げており、これからの内海漁業者生活は増殖育成でなければとの見解を持っており又資源愛護のバックフィッシュを励行していると聞いて感心しました。

研修はこの他に、かん水養殖と必要な技術、水中溶存酸素の測定、等の講義及び実験でしたがいづれも科学的な生産管理ということでした。僅かな研修期間で発表も充分とはいえませんが皆んなの協力によって栽培事業が軌道にのり漁民から漁場に対して大きな期待がもてる日の一日も早からん事を切望いたします。

去る十一月に行われました婦人部大会に於いて講演されました「望ましい人間像」について大要を掲載いたします。

望ましい人間像

兵庫県社会教育課

飯塚先生

望ましい人間像という事で時間内に於いてお話し致しますが、皆様方に役立てば、幸いと思えます。

昔はあなたはどこを出て来ましたが、学歴とでも言いますか、こういうことのものさしで、教育程度を計り、その人間程度をおしはかっておいた訳なんです、今からの時代はあなたはどこを出ましたか、と言うよりもあなたは何か出来ますかと言う事を先ず申し上げたいのであります。即ち実力本意、自分の持っている能力をどの様に発揮出来るか、どういう能力をもっているかと言う事がこれからは大きな物さしになって来ると言う事を申し上げたい、このことについて昔から言はれている三つの柱があります。一つは知育という事であり、一つは体育、一つは人間としてどうしても守っていかねばならない特育というこの三つです。この三つが人間が

ラレイションと申しまして成熟加速現象と言って身体の延び具合は非常に大きいものがある。

一番問題になるのは三本の柱の一つである特育です。どうしてもやらなければならぬその中味が教育上問題になっていきます。従いまして知育、体育は非常に発達しておりますが特育がなければ人間として、いけないのです。

本心に親が安心するには、あの子は正直で人との付き合いも良いし、人間としてしっかりした、身体も、立派になりやうと安心出来る様になつた。こういう答が出来る様になれば人づくりとして全うしたと言へるのです。

そこでこの三つの面で考へる時は知的な面は学校が八、九分までやります。体育面は給食その他でのびて来ます。特育は長い目で見て、長い日常生活の中で家庭で培う点が非常に大きいのです。

県の教育委員会が本年の教育をどうしたら良いか、と言う事の冊紙を出しています。これを指導助言の方向といい、その内容はこういう人間を求めているか、六つの柱を立てています。

この柱の大前提になるものがこれ

は昔から言われている、真、善、美、聖の四つの内容を良くいっておきます。これらを調和して始めて人間として完成したことになる。所が特に現在の時点にたつて強調していわねばならぬ事は六つの柱を考へた訳です。

その第一に生命を大切にすることを育てて行かねばならない。これを人間尊重というふうに托出していきます。自分が大切な事は良く解るようにな人も大切なんだと言う事、自他共にかげがへのない人間なんだと言う事を感じるとる様な日々の生活をする人間を作る。

親が子供を観る時今まではどうかと言うとわが子、自分の分身だ、だから親がどうしようといひではないかと言う様な考へがどこかにあったのではないか。自分の子供ではあるが一つの生命、意志を持っているのだと交って来ている。新しい観方、これを近代的な児童観と言っています。大人を小型にしたのが子供だ。こういう考へを持っている方があれば大きな間違いです。子供は子供なりの生活を持っています。この事が子供を尊重する。人間を尊重することになる。個性と言うものを子供でも大人でも持っている。そういうも

育っていく上に大切なことであります。この知育について一寸のべてみますと戦前より戦後の方が学力がおります。私共教育行政にタッチしている者から言いますと決しておとつているとは申せません、非常な勢いで進んでいます。唯中味の計り方が、違えます。例へば数学を例にとつてみますと昔は「 $2+2$ は4」と言う答が一つだったので。所がこの頃は答がいろいろ出て来るものがあります、厚く生活の中にあるのです。實際生活の中にあるものの中から数学が出て来ている、こういうものを生活数学と言ひ、或いは、生活国語と言つております。

例へば四つのリングを三人で別ける時、種々の答が出ます、厚くこの数をいかにこなすかと言う事です。一方体育の面を見ますと、世界的な戦後の現象でございしますが、アセク

のを出して社会のために寄与すると言ふ風にかへ方が交っている。児童憲章の中に「児童は人として尊ばれる」とあります。子供は子供なりに成長していくと言ふ事を認めてやること、しかし母は子供に対しては、心配されるのは普通です。世の母親は子供に対して或いは夫に対して自分を取りまく周囲の人に心配したり、苦勞したりしますがこれを心配性、苦勞性と言つてます。母性愛と言ふものは盲目愛と良く言はれます。

分身の愛情はぐっと引きつけられるものがあります。別れてはいけないうち考へがある訳です。母体にある時から生れるまで心配しているものです。勤めに行く様になつてもやはり心配しているのです。

従つて離乳の正しい時はつきはなす。これが人間尊重になる訳です。子供の長所を認めてやる。次に、子供の言いつ分を聞いてやる。母親は小言を良く聞いてやるが子供の言ふ事を良く聞いてやることで、次に自分の考へをもつたしつかりした人間を作り上げて行こうと言ふ事です。これを自主性と言います。

日常生活に於いて総合的な判断を

する様な教育のシステムになつていきます。家庭に於いては子供自身の持つ力を元にしていろいろ指導してやる。興味も何もないのに無理にするというやり方は指導法としてもまずい訳です。自分の気持をしつかりとする。今までは子供が依頼心が強かつた訳です。つまりおだてるより、結果を誉めてやる事、このあつかい方が大切な訳です。世代の違いを親わはつきり認めることが必要です。

第三に相手の立場を考へて行動する様な人間、これを社会性と言います。人間は生を受けてから誰かに世話になつていきます。自分以外の他人に迷惑を掛けられない人間を造る。厚ちが大切です。日本人は道徳的信条は、恥になるから止めとこう、恥にならん、解らんからやろうと言ふ風に毎日行動を恥で動いている。と言はれています。人間としてこういう事をやらなければいけないのだ。と言ふ風な立前で生活して行く人間を造らねばなりません。例へば小さな親切、これはついでにと言つた心がまえなのです。自分一人でも何とかしようと言ふ心がまえを培つて行く事なんです。親と子と関係で一ツ申しますと約束は必ず守る、これだ

けでも社会性は培はれていきます。約束を破るのは往々親が破ると言はれています。出来ない約束は親がしない事です。家庭生活に於いて一番大きな原因がある訳です。社会性を付ける一番大きな所は家庭生活にあります。その次は規則正しい生活をする事。

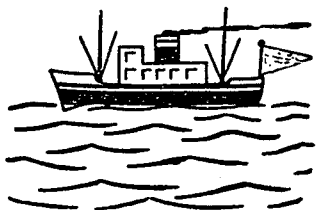
第四番には科学技術を身に付ける事です。科学性です。因習、即ちこれは良くないのだ。これを打破する様な人間を造ることです。実証的な生活態度、こういう事が必要です。そこで生活の中で「何故だろう」と言ふ気持、これが科学的な態度です。これを植付ける様にしなければいけません。子供が何の気なしに言つた事が非常に実証的なことがあります。

第五番目には想像力の豊かな人間を作つて行こうと言ふ事です。科学性のうらには相像性がある。現在はアイデア時代です。色々のことを、考へて行こうと言ふ訳です。人間能力を開発して行こう、生活を切り開いていく意欲、気持、努力、こういうものをつけていこうと言ふ訳です。がんばりが相像性につながって行くものです。

思想の自由を家庭内でも認める。

又人によって趣味も違う事、子供には時間と場所を与へてやる、条件設定をしてやる、こういう事が大切です。

最後に人間を尊重していく上に、自主性、社会性、科学性、相像性、こう言つた国民的な自覚をもつた人間を造る。自分の使命感を充分に認識させる様な人間を造ることであつて、真、善、美、聖をかねそなえた豊かな人を造る事が現在の時点に於いて学校と社会と家庭のいづれをとわず、教育的な営みと言ふものは、そういう事で進めてもらいたいものです。こういう事を昭和三十八年度の教育行政の目標にして進んでいる訳です。



漁 港 (五)

漁港と題して

第九節 兵庫県漁港管理条例

先月号で模範漁港管理規程例によって管理条例の形式、内容をその儘登載しましたので、管理に関することは概ねわかっていただいていると思えます。

夫れでは、兵庫県が管理している漁港十四港について、知事が農林大臣の認可を受けて定めた管理条例及び規則を参考までに登載して見ましよう。

兵庫県漁港管理条例

昭和三十六年十月一日
兵庫県条例第四十六号

(趣旨)

第一条 この条例は、漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）の規定に基づき、県の管理する漁港（以下単に「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

第二条 知事は、県の管理する漁港（漁港施設の維持運営計画）

施設（以下「県施設」という。）のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）につき、毎年度その維持及び運営に関する計画を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により県施設の維持及び運営に関する計画を定めようとするときは、当該漁港の漁港管理会の意見を聞かなければならない。

註 模範例では、漁港施設を甲種と乙種に分け、県が管理する甲種漁港施設については勿論であるが、県が管理していない乙種漁港施設についても維持管理を計るうとしているのに対して、県条例では、県内漁港について漁港の維持運営に支障を来たす恐れのある乙種漁港施設はないので、模範条例の本条第二項を抹消しております。尚、県条例第二項の漁港管理会は第三種漁港である
香住漁港管理会

妻鹿漁港管理会

の二港のみとし、第二種漁港については漁港管理会を設置してないので念のため申添えます。

(漁港施設の保全)

第三条 何人も、漁港の区域内に於いては、みだりに県施設を損傷する行為をしてはならない。

註 模範例では、本条の外第二項の滅失損失賠償

第四条の土地の利用と保全とに

関する届出又は承認事項

について条項があるが、県条例では、県が管理する漁港施設については漁港の保全義務を持つが、県が管理していない乙種漁港施設の保全については、その施設の保全の責には任じない立て前から、模範例にある前記第二項、第四条を県条例では抹消しております。

第四条 知事は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停泊し、停留し、又は係留する船舶に対し、移転を命ずることができる。

註 模範例では本条の次に（停けい泊禁止区域）について第六条を設定しているが、県条例では、船舶の移動命令によって行えるもの

として抹消しております。

(危険物等についての制限)

第五条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害な物件で、規則で定めるものを積載した船舶は、知事の指示する場所でない限り、停泊し、停留し、若しくは係留し、又は荷役してはならない。

(放置物件の除去命令)

第六条 知事は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は県施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(係留施設における行為の禁止)

第七条 何人も、県施設である係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 船舶の係留に支障を及ぼすおそれがあるいかたその他の物件を係留すること。

(2) 漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積の目的以外の目的で、みだりに船舶を横づけすること。

(3) 当該係留施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げるごと。

(4) 漁獲物等をみだりに長期間置いとておくこと。

註 模範例ではこの次に(陸揚輸送等の区域における利用の調整)による条文を設置しているが、県内漁港においては本条を設置する必要もないと考えられるので、本条例では抹消しております。

(入出港の届出)

第八条 船舟が第三種漁港及び第三種漁港以外の漁港で知事の指定するものに入港したとき、又はこれ等の漁港を出港しようとするときは、当該船舟の船主又は傭船者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならぬ。ただし、総トン数五トン未満の船舟及び監視船、警備船その他の公務に従事する船舟については、この限りでない。

2 前項の期定による漁港の指定は、告示で行なう。

註 入出港の届出を要する漁港は香住漁港と妻鹿漁港の二港にして知事が指定する二種以下の漁港については未だ告示がないので、本県では第三種漁港のみと云うこと

になります。

(県施設の使用の届出)

第九条 別表第一に掲げる県施設において、漁獲物を陸揚げし、又は船積みした者は、当該漁獲物等の品種及び数量を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならぬ。

(占用等の許可)

第十条 県施設を占用し、又は県施設に定着する工作物を新築し、増増し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

2 知事は、前項の許可に漁港の維持管理に必要な条件を付することができる。

3 第一項の占用の期間は、一月(工作物の設置を目的とする占用にあっては、一年)をこえることができぬ。ただし、知事が特別の必要があると認めるときは、この限りではない。

(使用料及び占用料)

第十一条 別表第一に掲げる県施設を使用する者は同表に掲げる使用料を別表第二に掲げる目的で県施設(航路を除く)を占用する者は同表に掲げる占用料を納付しなければならぬ。

2 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

3 すでに納付した使用料は、返さない。ただし天災その他の不可抗力により使用又は占用が不可能になったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第十二条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可を取消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、すでに設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 第十一条第一項の規定に違反した者

(2) 第十条第二項の規定により許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により第十条第一項の規定により許可を受けた者

第十三条 知事は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第十条第一項の規定による許可を受けた者に対し

前条に規定する処分又は命令をすることができる。

2 県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(補則)

第十四条 この条例の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、二千元以下の過料に処する。

(1) 第四条、第六条、第十二条又は第十三条第一項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第五条、第七条又は第十条第一項の規定に違反した者

(3) 第八条又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十六条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(次号は第十節兵庫県漁港管理規則)

別表 第1

使

用

料

施 設			使 用 料	備 考
漁港名	所在地	名 称		
香 住	城崎郡香住町	物揚場（物揚場以外の漁港施設で荷役の用に供するものを含む。）	1 漁獲物 陸揚又は船積み37.5キログラムまでごとに 40銭 2 一般貨物 陸揚又は船積み1トンまでごとに 5円	魚類を收容したものの小箱（容積0.03立方メートル未満）は1箱18.75キログラム大箱（容積0.03立方メートル以上）は1箱30キログラムとして計算する。
妻 鹿	姫路市白浜町 松原社在	物揚場（物揚場以外の漁港施設で荷役の用に供するものを含む。）	1 漁獲物 陸揚又は船積み37.5キログラムまでごとに 10銭 2 一般貨物 陸揚又は船積み1トンまでごとに 5円	
	姫路市飾磨区 妻鹿		1 漁獲物 陸揚又は船積み37.5キログラムまでごとに 40銭 2 一般貨物 陸揚又は船積み1トンまでごとに 5円	

別表 第2

占

用

料

種別	占 用 の 目 的	単 位	期 間	占 用 料						備 考
				甲号漁港		乙号漁港		丙号漁港		
				施 設 (公共用 地を 含む)	水面	施 設 (公共用 地を 含む)	水面	施 設 (公共用 地を 含む)	水面	
1種	店舗（住宅を兼ねるもの及び露店を含む。）の設置	1平方メートルまでごとに	1年	81円	54円	53円	35円	30円	20円	
2種	建物、その附属工作物（板へい、足場、作業場、物置小屋の類を含む。）荷役場、起重機、船舟係留（一時的のものを除く。）その他これらに類するものの設置	1平方メートルまでごとに	1年	54円	36円	35円	23円	20円	13円	
3種	軌道、さん橋、貯木場、貯炭場その他これらに類するものの設置	1平方メートルまでごとに	1年	45円	30円	27円	18円	15円	10円	
4種	ダム、水路、乾燥場、洗場、橋、つりばり、道路、その他これらに類するものの設置	1平方メートルまでごとに	1年	35円	23円	20円	13円	11円	7円	
5種	円管その他の地下埋設場の敷設	1メートルまでごとに	1年	15円	10円	9円	6円	6円	4円	1 直径又は幅が0.3メートルをこえるものは0.3メートルをこえる0.1メートルまでごとに2割を加算する。 2 2本以上並列するのは各1本ごとの長さによって計算する。
6種	電柱、電柱の支柱及び支線、鉄塔、標識係留くい、その他これらに類するものの設置	1本につき	1年	225円	150円	183円	122円	120円	80円	1 組立式電柱は、脚柱2本をこえるものは、2本をこえる1本ごとに5割を加算する。 2 鉄塔は、敷地3平方メートルをこえるものは、3平方メートルをこえる1平方メートルまでごとに2割を加算する。
7種	養魚物、養殖物その他これらに類するものの設置	1平方メートルまでごとに	1年	90銭	60銭	90銭	60銭	90銭	60銭	
8種	広告物、看板その他これらに類するものの設置	1平方メートルまでごとに	1年	160円	108円	100円	66円	60円	42円	支柱等を除いた板面の面積（2面以上あるものはその合計）が敷地面積をこえるものは、板面の面積によって計算する。
9種	海底電線その他これに類するものの敷設	1メートルまでごとに	1年	5円	3円30銭	3円80銭	2円50銭	2円40銭	1円60銭	

研究課題

コンクリート工事について

第十五節 型枠工作

型枠はコンクリート工事の現場では一時的のものであるため軽視され易く、注意が怠り勝ちのものである。しかし実際にはコンクリート構造物の型状寸法、外觀等は型枠によって得られるものであり、又型枠に要する経費は、全工費の二〜三割に達することが多いから、コンクリー

附記

- 1 係留施設のうち県において改良した箇所を占有する場合は、標準占有料金の10割を加算する。
- 2 占有の目的に該当しないものは、工作物を設置するものにあつては2種の占有料金とし、設置しないものにあつては4種の占有料金とする。
- 3 占有期間が1月未満は、1月として計算する。
- 4 占有料金等級の区分は、次のとおりとする。

甲号漁港	妻鹿漁港
乙号漁港	家島漁港、飯屋漁港、丸山漁港、沼島漁港、富島漁港、育波漁港、尾崎漁港、室津漁港、生穂漁港
丙号漁港	香住漁港、浜坂漁港、居組漁港、諸寄漁港

トの性質その他の重大な関係があり極めて大切な部分である。

従って型枠の設計及び製作は特に熟練と経験が必要であることは勿論であるが、コンクリートは凝結するまでは、液体と考えてよいものである。その構造については十分な強度計算から割出さなければならぬものである。型枠を粗雑に扱ったために、コンクリート打設中に型枠を破損し又は、変形を来したため設計寸法は勿論、強度も弱くなって取り壊した例も少なくない。

現場に行つて型枠検査を行うとき型枠に手をかけてゆさぶつてみて微動だにしないのが当然であるのに、これがため殆んど型枠はくるつてくるような現状であるから、型枠検査には充分注意しなければならぬ。

型枠についての注意点は種々あるが、その中特に大切なことを列記すると次のとおりである。

- 一 せき板のコンクリートに接する面は、平らに飽仕上げをしたものでなければならぬ。
- 二 これはコンクリートとせき板との附着を防ぎ、コンクリートの露出を平らで完全なモルタル面とするために必要である。

二 せき板のコンクリートに接する

表面に重油、鉱油、石油とかリンシード油等を塗布しなければならぬ。

これはコンクリートとせき板との附着を防ぐばかりでなく、せき板が水を吸収してふくれるために生ずる型枠のくずれを防ぐためでもある。十分塗油して二〜三回使用したせき板は、油が十分浸み込んでから、その後は一回おきぐらいに塗布すればよい。但し汚色を残さないものを選ばなければならぬ。

三 油は鉄筋の配置前に塗ること。

型枠の中に鉄筋を配置してからせき板に油を塗るとその作業中に鉄筋に油がついて、鉄筋とコンクリートの附着を妨げる恐れがある。

四 型枠は、直接コンクリートに接

する木又は鋼のせき板と、これを連絡するために用いる水平又は鉛直のさんとからなる型板と、型板を所定の位置に固定させるための支柱、間柱、斜柱、貫材、繫材等の支保工とから成り立つ。

五 型枠は、少くとも、一日間のコ

ンクリートを打込むだけ準備する。大工事では、二〜三日間のコンクリート打ちに十分なだけ準備

備する。こともある。

六 型枠は設計されたコンクリートの位置、形状及び寸法に正しく一致させ、堅牢で、荷重、乾湿、振動機の使用等により実際上くるいのでないことが必要である。

七 型枠及び支保工には、十分な支持をもたせ、特に支柱は沈下しないように、そのうける荷重を地盤に一樣に分布させ、支柱の高さが大きいときには、繫材、筋違い等を設けて、これを固定する。

八 重要な型枠及び支保工にたいしては、強度計算を行う必要がある。

九 曲げモーメントを受ける型枠部材の最大のたわみは、型板が鉛直な等分布荷重をうけるときには、工事中に加わる三五〇Kg/m²の活荷重を計算にいれて3mm、ハリでは死荷重及び二〇〇Kg/m²の活荷重を計算に入れて3mm、横圧力をうける部材では3mmをこえてはならない。

一〇 型枠の各部分は、できるだけ堅牢にこれを固定する必要があるが、これと同時に、構造が簡単で、組立てが容易であり、コンクリートに振動、衝撃等を及ぼしたり、せき板をこわしたりすること

がなく、静かに、安全に、容易に取りはずしができる構造とすることも極めて大切である。

一 型枠は最大なものとしないうで、これを短い羽目型板にわけて造り、職場でこれらを組立てるよりにするのが有利である。

二 羽目型板の組合せ、型板と支保工との取付け、支保工の組立て等には、なるべく釘を用いずにボルト、カスガイ等を用いるのが良い。

三 型枠のしめつけには、なるべく鉄線(番線)を用いないで、ボルトを用いるのがよい。

四 支承、支柱等は、くさび、砂箱、ジャッキ等でこれを支え、そろそろと型枠を取り外しができるようにする。

五 木材の節約をはかるためには次のことに注意する。

- イ 構造物各部の型枠設計図をつくり、これに従って作業させること。
- ロ 必要なだけずつ、木材を供給すること。
- ハ なるべく市場販売寸法の木材を用いること。
- ニ コンクリートの打込み速度を適当にすること。

ホ 木材の転用を計ること。例えば型板を床板として用いたり、支保工を短かく切ったり、木材にきずをつけたりしないで、足場材料に転用したりする。

へ 型枠の使用回数なるべく多くすること。

A これは構造物の設計に関するところも大きい。僅かのコンクリートを節約するために、特別の型を用いなければならぬような設計はよくない。

B 数階層の構造物では、上階のハリ及び柱の寸法を下階のものと同じにするのが有利な場合が少くない。

C 壁等では、コンクリートの一回打上がり高さ(One Lift)を適当にすれば、型枠を繰返して用いるのに都合が良い。

一六 型枠に振動を与えたり、コンクリートを打ってから間もなくその上に乗せたりすることは、これをさけなければならぬ。特別の場合には、特に型枠を堅固に造る必要がある。(次号は第十六節コンクリート填充の良否)

漁港協会だより

◎全国漁港協会第七〇回理事会が左記により開催されました。

日時 十月二日午前十時より
場所 京都市東山区 東園
出席 兵庫県 西漁港協会長 議題

一 第十五回全国漁港大会提出議題並びに大会運営に関する件
◎第十五回全国漁港大会が京都市において左記により盛大に実施されました。

日時 大会 十月三日自 九、〇〇 至二、〇〇
視察 十月三日自一四、〇〇 至一七、〇〇

場所 京都府 京都会館
主催 社団法人全国漁港協会
参集 全国漁港協会、漁港関係者

次第 兵庫県参加者 一五〇〇名
四〇名

- 一 開会の司
- 二 全国漁港協会会長挨拶
- 三 来賓祝辞
- 四 議長及副議長選任
- 五 大会宣言

六 議事
七 決議
八 決議推進実行方法決定
九 閉会の司

大会々議終了後会場において昼食
一四、〇〇観光バスに便乗し、京都市内御所―嵐山を見学し、市内千鶴別館、下鴨茶寮に分宿した。

翌十月四日七、三〇宿舍出発東本願寺より観光バスにより八、〇〇出発―舞鶴漁港―天の橋立を夫々見学し一七、三〇宮津清輝楼に到着宿泊した。

日時 自 十月五日八、〇〇宮津宿舍出発し 至 十月十日 九、〇〇
◎第八回全国漁港建設技術研究発表会が左記により開催されました。

日時 自 十月十日 九、〇〇 至 十月十二日一八、一〇
場所 青森市青森県立図書館
主催 水産庁
参集 全国漁港関係者 四〇〇名
兵庫関係参加者 一四名

- 次第 第一日 十月十日
- 一 開会の司
- 二 水産庁長官挨拶
- 三 青森県知事挨拶
- 四 青森市長挨拶
- 五 研究発表議題

漁港整備計画に関する一考察

佐野漁港の計画について

八戸漁港の締切掘削について

防波堤の根固めについて

付け発破工法について

離島における防波堤工事について

映画 青森県の漁港

十和田えの道

下北半島 若戸大橋

第二日 十月十一日

昨日に引続いて研究発表議題

節婦漁港の漂砂について

赤羽海岸護岸工事施工管理につい

て

大船渡漁港物揚場の災害とその復

旧について

フイリピンの漁港調査に当って

六 閉会の司

一一、〇〇発表会を終了し昼食の

後一三、〇〇視察のため観光バスに

便乗出発―青森港―八甲田高原―奥

入瀬溪流―十和田湖着宿泊した。

第三日 十月十二日

宿舎十和田湖休屋八、〇〇出発―

十和田湖―八戸漁港を見学し青森駅

前一八、一〇解散した。

◎十月三日京都市内において開催さ

れた全国漁港大会において決議した

漁港の整備促進等のため十月二十一

日一〇時各県漁港協会より代表者(

本県は西会長)東京都参議院議員会

館に参集、決議推進実行委員を編成

し、関係方面に陳情が行われまし

た。

◎昭和三十八年一月冬期風浪並びに

九月の九号台風により被害を受けた

漁港施設並びに海岸保全施設につい

て左記のとおり実地査定がありまし

た。

日時 自昭和三十八年十月二十二日

至同 十月二十五日

水産庁漁港部建設課実地査定官

大谷災害査定官

大蔵省近畿財務局立会官

森松実地査定官

一井予算実地監査官

査定経過

十月二十二日 神戸着 洲本泊

飯屋漁港二件 生穂漁港一件

鳥飼漁港一件 北角川漁港一件

十月二十三日 洲本泊

灘 漁港三件 円実漁港一件

十月二十四日 神戸泊

午前中書類とりまとめ

午後藤江、塩屋漁港(海岸)

垂水漁港(整備)

の各漁港視察をされた。

十月二十五日

災害査定用務終了し京都府出発す。

図書案内

◎全国漁業協同組合学校教科書

シリーズ

農学博士 奥谷松治著

協同組合原論

漁協関係者必読の書、運動の

指針。

B六 版一〇六頁 一八〇円

T三〇円

◎全国漁業協同組合学校シリー

ズ

全国漁業協同組

合連合会考査役

野中 六郎著

漁協税務総論

日常の税務から補償金関係税

務、印紙税、事業税まで漁協

税務総解説、新規書下ろし。

A五版 一二七頁 二〇〇円

T四〇円

取扱

漁業協同組合経営センター

東京都港区赤坂溜池町一番地

三会堂・振替口座東京五六七

一五番経営

◎漁業協同組合センターへ前

金にてお申込み下さい。

(現金農中振込・振替貯金)

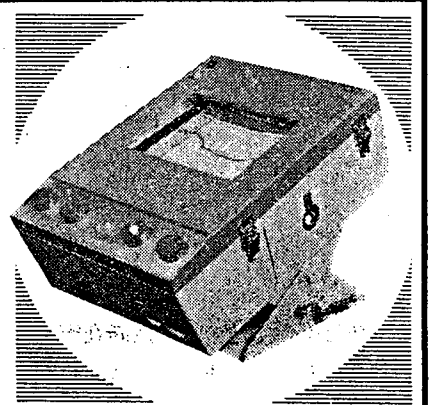
NEC の技術を誇る画期的な沿岸漁業用魚探機

オールトランジスタ

FC 10

無接点方式

手入れのいらない無接点
半永久的なトランジスタ
電力が少なく経済的
何処でも使える小型、軽量
大きな窓で見易い記録



海上電機株式会社

本社 東京都千代田区神田錦町1-19 電話東京(291) 2611-3 8181-3
神戸営業所 神戸市生田区明石町32(明海ビル) 電話(3) 2628-3701 (39) 2380

発行所 神戸市兵庫区新在家町 123 兵庫県立水産会館内 兵庫県漁業協同組合連合会
発行人 三浦清太郎